

小樽市公共交通事業者等支援金（第5弾）のお知らせ

コロナ禍に加え、燃料費高騰による運行経費の増加により、更なる経営困難に直面している交通事業者等に支援金を支給し、事業の継続を支援します。

対象

次の要件に該当し、今後も営業を継続する意思のある交通事業者

下記のいずれかの事業者

- ・道路運送法第4条の許可を受け、次のア～ウに掲げるいずれかの事業を営み、令和5年7月1日現在、小樽市内に本社又は営業所等を置く法人又は個人事業主

ア 一般乗合旅客自動車運送事業

イ 一般貸切旅客自動車運送事業

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業（ただし、福祉輸送事業限定の事業者においては、訪問介護に附帯する移送サービスを行う事業者又は居宅介護若しくは重度訪問介護に附帯する移送サービスを行う事業者を除く。）

※過去の小樽市公共交通事業者等支援金（第1弾～第3弾）は「売上げの減少」を支給要件としていましたが、今回の支援金では「売上げの減少」を支給要件とはしていません。

※前回の第4弾（令和4年7月～8月実施）と支給要件は同じです。

支給額

（基本額） ・法人→登録する事業用車両2台以上20万円、1台は10万円
・個人→10万円

（加算額） ・バ ス →1台につき5万円
・タクシー→1台につき1万円

※令和5年7月1日時点で市内の本社又は営業所等における登録車両台数

※加算額は、登録する事業用車両が2台以上の法人にのみ加算します。

申請期間・方法

【申請期間】 令和5年7月10日（月）～7月24日（月）

【申請方法】 持参または郵送

※郵送の場合はご自身で封筒等をご用意ください。

申請書類

◆申請書……小樽市ホームページからダウンロードすることができます。

◆添付書類……申請書のほか、通帳の写しが必要です。

- ・振込先通帳の写し（表紙の裏面の見開き）

※銀行名、支店名、口座種別（普通又は当座）、口座番号、口座名義人カナの記載事項を確認できるページ

※前回まで営業許可証など対象要件を確認できる書類を必要としていましたが、今回は必要ありません。

提出先・問合せ先

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

小樽市建設部 新幹線・まちづくり推進室

電話0134-32-4111 内線7480

✉ matizukuri@city.otaru.lg.jp

※令和3年5月17日から庁舎が

旧東山中学校に移転しました。

（裏面もご覧ください）

支給要件等について

▶市内で複数の事業を営む事業者や複数の営業所を持つ事業者の場合

⇒ 支援金は事業者単位での支給を行うことから、市内で複数の事業を営む場合や複数の営業所を持つ場合も、1事業者で1通の申請書を作成ください。なお、登録車両については、合算して申請します。

例) 1事業者で路線バス(30台)と貸切バス(10台)を経営、いずれの事業も該当する場合。

→ 基本額は1回のみ適用。加算額は両事業の合算となる。

基本額(20万円)と加算額(5万円×40台=200万円)で、合計220万円となります。

▶福祉輸送事業限定の事業者の場合

⇒訪問介護に付随する移送サービスを行う事業者又は居宅介護若しくは重度訪問介護に付随する移送サービスを行う事業者は、本支援金では対象外となります。

▶登録台数を証明する書類は必要か？

⇒市から運輸局へ照会しますので、必要ありません。また、7月1日現在の登録台数が分からない場合は、市へお問合せください。

▶新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に休業している場合

⇒新型コロナウイルス感染症の影響により休業している場合も、今後営業を再開する意思があれば対象です。

▶廃業している場合、廃業を予定している場合

⇒対象外となります。

▶支援金の使途の制限について

⇒特に制限はありません。

▶過去の支援金のように前年(前々年)同月との売上げの比較は行わないのか？

⇒今回の交通事業者に対する支援金は、燃料費高騰により運行経費(支出)が増加している交通事業者に対して、事業の継続に向けた支援を行うことが目的ですので、売上げ(収入)の比較は行いません。

令和4年7月から8月に実施した第4弾の支援金と同様です。

▶前回まで提出していた営業許可証などは必要ないのか？

⇒市から運輸局に許可の有無を照会しますので、提出不要としました。

その他

▶申請から支援金支給まで

⇒申請書受理後、書類審査を行い、支給決定兼支給額確定通知書又は不支給決定通知書を申請者に送付します。

支給決定された場合は、決定後1か月以内に支援金を支給します(口座振込)。